

預かり保育無償化に係る認定申請手続きについて

預かり保育無償化に係る認定申請につきましては、次のとおり手続きをお願いいたします。

【提出書類】

1. 子育てのための施設等利用給付認定申請書
2. 保育の必要性を証明する書類

保護者の状況に応じた証明書類が必要となります。(裏面参照)

対象者は、父母、65歳未満の同居の親族です。

【提出先】

在園する幼稚園等または銚田市教育委員会教育総務課

【提出期限】

認定開始月の前月中旬まで

【認定通知】

認定後に、幼稚園等を経由して認定通知書を交付いたします。

<問合せ先>

銚田市教育委員会 教育総務課庶務係

〒311-1492 銚田市造谷 605 番地 3

TEL : 0291-37-4340

E-mail : gakkou@city.hokota.lg.jp

保育の必要性の基準

保護者の状況	基準等	添付書類 (診断書等の証明書類は発行から3か月以内のもの)
就労	1カ月に56時間以上 (1日4時間以上かつ月 14日以上)の就労	<お勤めの方> ・就労証明書(就労先に記入を依頼) <自営業・農業の方> ・就労証明書(自己申告、本人記入)
妊娠・出産	認定期間：出産予定月 と前2ヶ月、出産(予 定)日から8週間後の 翌日が属する月末日 まで	・母子健康手帳 (表紙及び出産予定日がわかるページのコピー) ・育児休業を取得する場合は、上記就労証明書の育児 休業の取得状況及び取得予定欄に内容が記載され た就労証明書
病気・障害	保護者に、疾病または 障害がある場合	・診断書又は身体障害者手帳などのコピー
親族の介護・看護	同居又は長期入院等 している親族を、保護 者が長期間介護する 場合	・看護(介護)されている人の診断書又は身体障害者 手帳などのコピー
就学	保護者が各種学校に 在学している場合	・在学証明書又は学生証のコピー ・時間割表のコピー
求職活動	認定期間：3か月間	・求職活動申告書